

# 災害時における授業、実習の取り扱い

## 1. 休講の対象となる災害情報

災害には、風水害、地震、火山など様々な種類がありますが、本学では「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」発表時の休講の取り扱いについて定めます。

～土砂災害警戒情報とは～

- ・土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

(長野県においては、県建設部砂防課と長野地方気象台が協議して発表)

～特別警報とは～

- ・大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、気象庁はこれまで、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を発表します。

## 2. 「土砂災害警戒情報」又は「特別警報」が発令された場合の対応

### 1) 学内での授業について

駒ヶ根市に土砂災害警戒情報又は特別警報が発令中の場合には、学内での授業・課外活動は行いません。

解除された場合には、以下の通り、授業を開始します。

8時00分の時点で解除された場合：第1限から平常通り

12時00分の時点で解除された場合：第3限から授業を開始

休講となる場合は、8時05分頃、12時05分頃に、大学から全学生へ一斉緊急メールを送信します。(各自、予め大学から配付された個人のメールアドレスを携帯電話で受信できるように設定しておくこと。これは携帯電話を変更する度に行っておく。)

また、大学ホームページ上にも情報をアップします。

### 2) 臨地実習について

それぞれの実習場・駒ヶ根市・駒ヶ根市から実習場への経路の市町村に土砂災害警戒情報又は特別警報が発令中の場合には、実習は行いません。

解除された場合には、以下の通り実習を行います。

6時00分の時点で解除された場合：平常どおり

11時00分の時点で解除された場合：午後から実施

ただし、一斉緊急メールは発信されないため、学生は、必ず実習指導担当教員と連絡を取り合い確認を行い指示に従うこと。詳細は実習要項を参照のこと。

(実習場所に宿泊している場合や、実習受入先の都合等により対応が変わります。)

### 3) 土砂災害警戒情報及び特別警報の確認方法について

① 朝のNHKニュース（5時52分前後、6時55分前後）において「上伊那地域」に発令されているかを確認する。

② 「国土交通省 防災情報提供センター」携帯端末サイトで「気象情報・注意報」に入り、「駒ヶ根市」に発令されているか確認する。「国土交通省 防災情報提供センター」携帯端末サイトへのアクセスは、以下のアドレス

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

か、右の携帯端末用QRコードを使ってください。駒ヶ根市の「気象情報・注意報」のページをブックマークに登録しておくといよい。



③ 8時05分頃、12時05分頃に、大学から全学生へ一斉緊急メールが発信される。

（各自、予め大学から配布された個人のメールアドレスから携帯電話に転送する設定をかけておくこと。これは携帯電話のメールアドレスを変更する度に行っておく。）

また、大学ホームページ上にも情報をアップします。

（参考）土砂災害警戒情報及び特別警報が発令されたことを自動的に知りたい人は

「長野県防災情報メール配信システム」に登録（パソコンから携帯電話メールアドレスを登録）  
<http://bmcc1.jwa.or.jp/optin/0002/insert.jsp> し、対象地域を「駒ヶ根市」に指定すると、発令された場合、自動的に配信される。

（ただし、大雨・洪水・大雪警報・注意報についても配信されるので注意）

【長野県HPトップ左上 → 河川・砂防・雨量情報 → 砂防情報ステーション → 防災メール登録】

### 3. その他の災害

授業・実習・課外活動のいずれにおいても、被害が甚大な場合には行わないことがあります。

その場合には、休講情報を大学ホームページ（PC用およびモバイルサイト：

<http://www.nagano-nurs.ac.jp/mb>）に提示し、さらに緊急メールでお知らせします。